明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

［略］

（交通安全対策特別交付金の基準額の算定方法等）

第十一条　交通安全対策特別交付金の基準額は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）附則第十八条の規定によつて当該地方団体に対して前年度の九月及び三月に交付された交通安全対策特別交付金の額の合算額（次条において「前年度交付額」という。）に一・一二を乗じて得た額とする。

［２　略］

第十一条の二　令和元年度に限り、平成三十年四月二日から平成三十一年四月一日までの間に、道路法第十七条第二項（同法第十二条ただし書に係る部分を除く。）の規定により区域内に存する一般国道（同法第十三条第一項に規定する指定区間外の一般国道に限る。）又は都道府県道を新たに管理することとなつた指定都市以外の市、道路法第十七条第三項の規定により区域内の都道府県道を新たに管理することとなつた町村並びに当該市町村を包括する都道府県の交通安全対策特別交付金の基準額は、前条第一項の規定にかかわらず、前年度交付額に総務大臣が通知した率を乗じて得た額とする。

（分離課税所得割交付金の交付見込額等の算定方法）

第十二条　［略］

２　法附則第七条に規定する指定都市における分離課税所得割交付金の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A×1.072×0.667×0.988）／2

A×1.072、A×1.072×0.667×0.988）及び（A×1.072×0.667×0.988）／2に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　市町村税課税状況調第20表の表側「平成29年度」のうち「7月」から「3月」まで及び「平成30年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該指定都市の額の合計額

［３　略］

第十二条の二　削除

［同左］

（交通安全対策特別交付金の基準額の算定方法等）

第十一条　交通安全対策特別交付金の基準額は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）附則第十八条の規定によつて当該地方団体に対して前年度の九月及び三月に交付された交通安全対策特別交付金の額の合算額（次条において「前年度交付額」という。）に一・〇八七を乗じて得た額とする。

［２　同上］

第十一条の二　平成三十年度に限り、平成二十九年四月二日から平成三十年四月一日までの間に、道路法第十七条第二項（同法第十二条ただし書に係る部分を除く。）の規定により区域内に存する一般国道（同法第十三条第一項に規定する指定区間外の一般国道に限る。）又は都道府県道を新たに管理することとなつた指定都市以外の市、道路法第十七条第三項の規定により区域内の都道府県道を新たに管理することとなつた町村並びに当該市町村を包括する都道府県の交通安全対策特別交付金の基準額は、前条第一項の規定にかかわらず、前年度交付額に総務大臣が通知した率を乗じて得た額とする。

（分離課税所得割交付金の交付見込額等の算定方法）

第十二条　［同上］

２　法附則第七条に規定する指定都市における分離課税所得割交付金の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A×0.982×0.667×0.998）／2

A×0.982、A×0.982×0.667、（A×0.982×0.667×0.998）及び（A×0.982×0.667×0.998）／2に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　市町村税課税状況調第20表の表側「平成28年度」のうち「7月」から「3月」まで及び「平成29年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該指定都市の額の合計額

［３　同上］

（道府県民税所得割臨時交付金の交付見込額等の算定方法）

第十二条の二　地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号。以下この条において「平成二十九年改正法」という。）附則第三条第一項に規定する指定都市を包括する道府県における道府県民税所得割臨時交付金の交付見込額として総務省令で定めるところにより算定した額は、当該指定都市について次項の規定によつて算定した額の合計額とする。

２　平成二十九年改正法附則第三条第一項に規定する指定都市における道府県民税所得割臨時交付金の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×（2/3）×（1/6）×（1/2）×1.034

A×（2/3）、A×（2/3）×（1/6）、A×（2/3）×（1/6）×（1/2）及びA×（2/3）×（1/6）×（1/2）×1.034に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。